



## 市長の資産等補充及び関連会社等の公開について

平成 7 年 1 2 月 3 1 日施行の「政治倫理の確立のための呉市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、次のとおり呉市長の資産等を公開します。

### 1 公開する文書

#### (1) 資産等補充報告書

任期開始の日（平成 2 9 年 1 1 月 1 9 日）以降、新たに有することとなった資産等で、平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日において有するもの（条例第 2 条第 2 項）

#### (2) 関連会社等報告書

平成 3 0 年 4 月 1 日において役員、顧問その他の職に就いている法人（条例第 4 条）

※ 所得等報告書については、作成が前年 1 年間を通じて市長であった者に限る（条例第 3 条）ため、今年度は公開しません。

### 2 公開日時

平成 3 0 年 7 月 2 日（月） 9 時～

### 3 公開場所

呉市役所 4 階 秘書広報課

### 4 閲覧時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

### 5 閲覧手続

秘書広報課受付において、閲覧請求書に必要項目を記入し、提出